

平成23年度福島県公債管理特別会計予算

平成23年度福島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,070,788千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		80,288
	1 財 産 運 用 収 入	80,288
2 繰 入 金		60,990,500
	1 一 般 会 計 繰 入 金	53,990,500
	2 基 金 繰 入 金	7,000,000
歳 入 合 計		61,070,788

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 公 債 費		61,070,788
	1 公 債 費	61,070,788
歳 出 合 計		61,070,788

平成23年度福島県土地取得事業特別会計予算

平成23年度福島県土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,303,492千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,653,491
	1 財 産 運 用 収 入	3,491
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000
2 繰 入 金		1,650,000
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,303,492

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 基金管理費		3,492
	1 基金管理費	3,492
2 土地取得事業費		1,650,000
	1 公共用地取得事業費	1,650,000
3 繰出金		1,650,000
	1 基金繰出金	1,650,000
歳 出 合 計		3,303,492

平成23年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成23年度福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ280,580千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,405
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,405
2 繰 越 金		109,762
	1 繰 越 金	109,762
3 諸 収 入		169,413
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	169,122
	3 雑 入	290
歳 入 合 計		280,580

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		280,580
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	280,580
歳 出 合 計		280,580

平成23年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算

平成23年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,131,017千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
2 繰越金		365,178
	1 繰越金	365,178
3 諸収入		765,839
	1 預金利息	1,484
	2 貸付金元利収入	764,315
	3 雑入	40
歳入	合計	1,131,017

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 中小企業高度化資金貸付事業費		387,000
	1 中小企業高度化資金貸付事業費	387,000
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		744,017
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	744,017
歳 出 合 計		1,131,017

平成23年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計予算

平成23年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,252千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		37,827
	1 繰入金	1
	2 繰越金	1
	3 諸収入	37,825
2 業務勘定収入		1,113
	1 繰入金	911
	2 繰越金	1
	3 諸収入	201
3 就農支援資金貸付勘定収入		62,919
	1 繰入金	10
	2 繰越金	40,511
	3 諸収入	22,398
4 就農支援資金業務勘定収入		393

款	項	金額
	2 繰越金	383
	3 諸収入	10
歳入合計		102,252

歳 出			(単位千円)
款	項	金	額
1 農 業 改 良 資 金			102,252
	1 貸 付 勘 定		37,827
	2 業 務 勘 定		1,113
	3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定		62,919
	4 就 農 支 援 資 金 業 務 勘 定		393
歳 出 合 計			102,252

平成23年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算

平成23年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ388,260千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 貸付勘定収入		383,017
	1 繰越金	353,005
	2 諸収入	30,012
2 業務勘定収入		5,243
	2 繰越金	5,241
	3 諸収入	2
歳 入 合 計		388,260

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金		388,260
	1 貸付勘定	383,017
	2 業務勘定	5,243
歳 出 合 計		388,260

平成23年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

平成23年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,190千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			79,000
	1 繰入金	金	1
	2 繰越金	金	21,400
	3 諸収入	入	57,599
2 業務勘定収入			1,190
	1 繰入金	金	1,187
	2 繰越金	金	1
	3 諸収入	入	2
歳 入 合 計			80,190

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金		80,190
	1 貸付勘定	79,000
	2 業務勘定	1,190
歳 出 合 計		80,190

平成23年度福島県港湾整備事業特別会計予算

平成23年度福島県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,954,274千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2
	1 負担金	2
2 使用料及び手数料		1,065,271
	1 使用料	1,065,271
3 財産収入		2
	1 財産売払収入	2
4 繰入金		1,829,256
	1 一般会計繰入金	1,829,256
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		742
	1 雑収入	742
7 県債		1,059,000

款	項	金額
	1 県 債	1,059,000
歳 入	合 計	3,954,274

歳 出			(単位千円)
款	項	金	額
1 小名浜港港湾整備事業費			2,653,874
	1 ふ頭埋立造成費		1,658,870
	2 荷役機械整備費		791,412
	3 上屋管理運営費		157,384
	4 港湾施設管理運営費		46,208
2 相馬港港湾整備事業費			1,251,098
	1 ふ頭埋立造成費		1,176,012
	2 上屋管理運営費		49,894
	3 港湾施設管理運営費		9,152
	4 荷役機械整備費		16,040
3 中之作港港湾整備事業費			7,305
	1 ふ頭埋立造成費		7,305
4 翁島港港湾整備事業費			41,997
	1 ふ頭埋立造成費		41,997

款	項	金 額
歲	出 合 計	3,954,274

第 2 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	330,000	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
荷 役 機 械 建 造 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	229,000			
上 屋 建 設 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	50,000			
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	450,000			
計	1,059,000			

平成23年度福島県流域下水道事業特別会計予算

平成23年度福島県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,093,989千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		3,923,943
	1 負担金	3,923,943
2 使用料及び手数料		28
	1 使用料	28
3 国庫支出金		1,840,500
	1 国庫補助金	1,840,500
4 繰入金		4,503,793
	1 一般会計繰入金	4,503,793
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		24
	1 雑入	24
7 県債		825,700

款	項	金額
	I 県債	825,700
歳入合計		11,093,989

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 流域下水道事業費		11,093,989
	1 管 理 費	2,981,243
	2 建 設 費	3,425,800
	3 公 債 費	1,475,634
	4 繰 出 金	3,211,312
歳 出	合 計	11,093,989

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道整備工事 (県北処理区)	平成 24 年 度 から 平成 25 年 度 ま で	1,864,000
同 上 (県中処理区)	平成 24 年 度	129,000

第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 費	10,400	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
流 域 下 水 道 整 備 費	815,300			
計	825,700			

平成23年度福島県証紙収入整理特別会計予算

平成23年度福島県証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,242,882千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		3,207,433
	1 証 紙 収 入	3,207,433
2 繰 越 金		35,448
	1 繰 越 金	35,448
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		3,242,882

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,210,284
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,210,284
2 諸 支 出 金		2,598
	1 証 紙 買 戻 金	2,598
3 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		3,242,882

平成23年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

平成23年度福島県奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ549,072千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		313,958
	1 国 庫 補 助 金	313,958
2 財 産 収 入		594
	1 財 産 運 用 収 入	594
3 繰 入 金		56,261
	1 一 般 会 計 繰 入 金	56,261
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		178,257
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	178,217
	3 雑 入	39
歳 入 合 計		549,072

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 奨学資金貸付事業費		549,072
	1 奨学資金貸付事業費	549,072
歳 出 合 計		549,072

平成23年度福島県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度福島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 給水件数 | 69件 |
| (2) 年間総給水量 | 367,058,300立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 1,002,891立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	2,680,078千円
第1項 営業収益	2,380,998千円
第2項 営業外収益	266,820千円
第3項 特別利益	32,260千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,382,662千円
第1項 営業費用	2,071,607千円

第2項 営業外費用 302,719千円

第3項 特別損失 8,336千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額797,902千円は、過年度分損益勘定留保資金434,474千円、当年度分損益勘定留保資金363,428千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,036,355千円

第1項 企業債 73,800千円

第2項 国庫支出金 135,000千円

第3項 出資金 279,245千円

第4項 工事負担金 38,408千円

第5項 投資償還金 509,900千円

第6項 固定資産売却代金 1千円

第7項 雑収入 1千円

支 出

第1款 資本的支出 1,834,257千円

第1項 建設改良費 934,788千円

第2項 企業債等償還金 896,202千円

第3項 国庫補助金精算金 3,267千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
工業用水道建設工事費	73,800千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、567,800千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 296,216千円

(2) 交際費 150千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、8,027千円と定める。

平成23年度福島県地域開発事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度福島県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

土地処分面積 136,142平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 地域開発事業収益	2,016,381千円
第1項 営業収益	2,009,043千円
第2項 営業外収益	7,337千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 地域開発事業費用	4,197,121千円
第1項 営業費用	3,993,287千円
第2項 営業外費用	203,833千円
第3項 特別損失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,270,233千円は、過年度分損益勘定留保資金1,270,233千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	834,767千円
第1項 企業債	831,000千円
第2項 長期貸付金償還金	3,767千円

支 出

第1款 資本的支出	2,105,000千円
第1項 白河複合型拠点整備事業費	831,000千円
第2項 企業債等償還金	1,024,000千円
第3項 予備費	250,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
白河複合型拠点造成工事	平成24年度から 平成25年度まで	3,345,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	831,000千円	1 借入方法 普通貸借 2 借入資金 銀行等引受資金	年10% 以 内	起債日から10年以内の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、613,150千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 65,929千円

(2) 交際費 25千円

(重要な資産の処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量	処分の態様
処分する資産	土地	田村西部工業団地	71,386平方メートル	売却

白河複合型拠点

64,756平方メートル

売却

平成23年度福島県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度福島県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		697床
一 般 病 床		386床
結 核 病 床		50床
精 神 病 床		253床
感 染 症 病 床		8床
(2) 患 者 数		
入 院 患 者	年間患者数	154,220人
	1日平均患者数	421人
外 来 患 者	年間患者数	221,909人
	1日平均患者数	910人
(3) 建設改良事業		3,289,574千円
既設病院整備		154,278千円
資 産 購 入		483,156千円

会津医療センター（仮称）整備事業 2,652,140千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 12,490,391千円

第1項 医 業 収 益 7,433,001千円

第2項 医 業 外 収 益 5,053,140千円

第3項 特 別 利 益 4,250千円

支 出

第1款 病院事業費用 13,130,482千円

第1項 医 業 費 用 12,673,250千円

第2項 医 業 外 費 用 440,955千円

第3項 特 別 損 失 16,277千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 4,662,569千円

第1項 企 業 債 2,664,000千円

第2項 負 担 金 1,126,550千円

第3項 補助金	503,808千円
第4項 他会計からの長期借入金	357,394千円
第5項 県立病院施設整備基金繰入金	10,600千円
第6項 雑収入	217千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,662,569千円
第1項 建設改良費	3,289,574千円
第2項 企業債償還金	1,015,385千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	357,394千円
第4項 県立病院施設整備基金積立金	216千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立病院新型SPD導入事業費	平成24年度	53,298千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	220,200千円	1 借入方法 普通貸借又は債券 発行 債券の発行価格は、	年10%以内 (ただし、 利率見直し	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償

2 借入資金	知事が定める。 政府資金その他	方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	還する。ただし、事業会計の都合に より繰上償還をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをすることができる ものとする。
--------	--------------------	--	--

会津医療センター (仮称) 整備事業費 (一時借入金)	2,443,800千円	同	上	同	上	同	上
---------------------------------------	-------------	---	---	---	---	---	---

第7条 一時借入金の限度額は、4,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,374,673千円

(2) 交際費 1,153千円

(他会計からの補助金)

第10条 共済組合追加費用、院内保育所運営費、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、子ども手当等経費、経営改革支援

経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,789,554千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、1,471,410千円と定める。